



きよかわむら

# 社協だより

2015

8

No.168



## 中学生が

### 思いやりの

### 心を育む体験

6月24日に宮ヶ瀬中学校生徒に総合学習として高齢者疑似体験を、7月15日に緑中学校の福祉人権体験学習として、1年生に視覚障害及び誘導の体験、2年生に車椅子体験（写真）、3年生に高齢者疑似体験を社協職員が講師となり行われました。高齢者疑似体験では、装具をつけた体験後、実際に高齢者の方から実体験や質問に答えていただきました。

生徒からは、障害や高齢者の大変さを理解したことや自分にできることから行動していきたいなどの感想文が多く寄せられました。体験をおして得たことに加え、それぞれの立場に立って考え、思いやりを持って接することができる心を育むことができました。

## 8月号 おもな内容

- |               |    |            |    |
|---------------|----|------------|----|
| ●特集 任意後見制度    | 2P | ●デイサービスの話題 | 3P |
| ●認知症サポーター養成講座 | 3P | ●社協からのお知らせ | 4P |

**特集**

# 任意後見制度

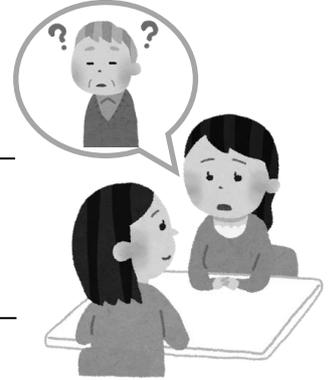
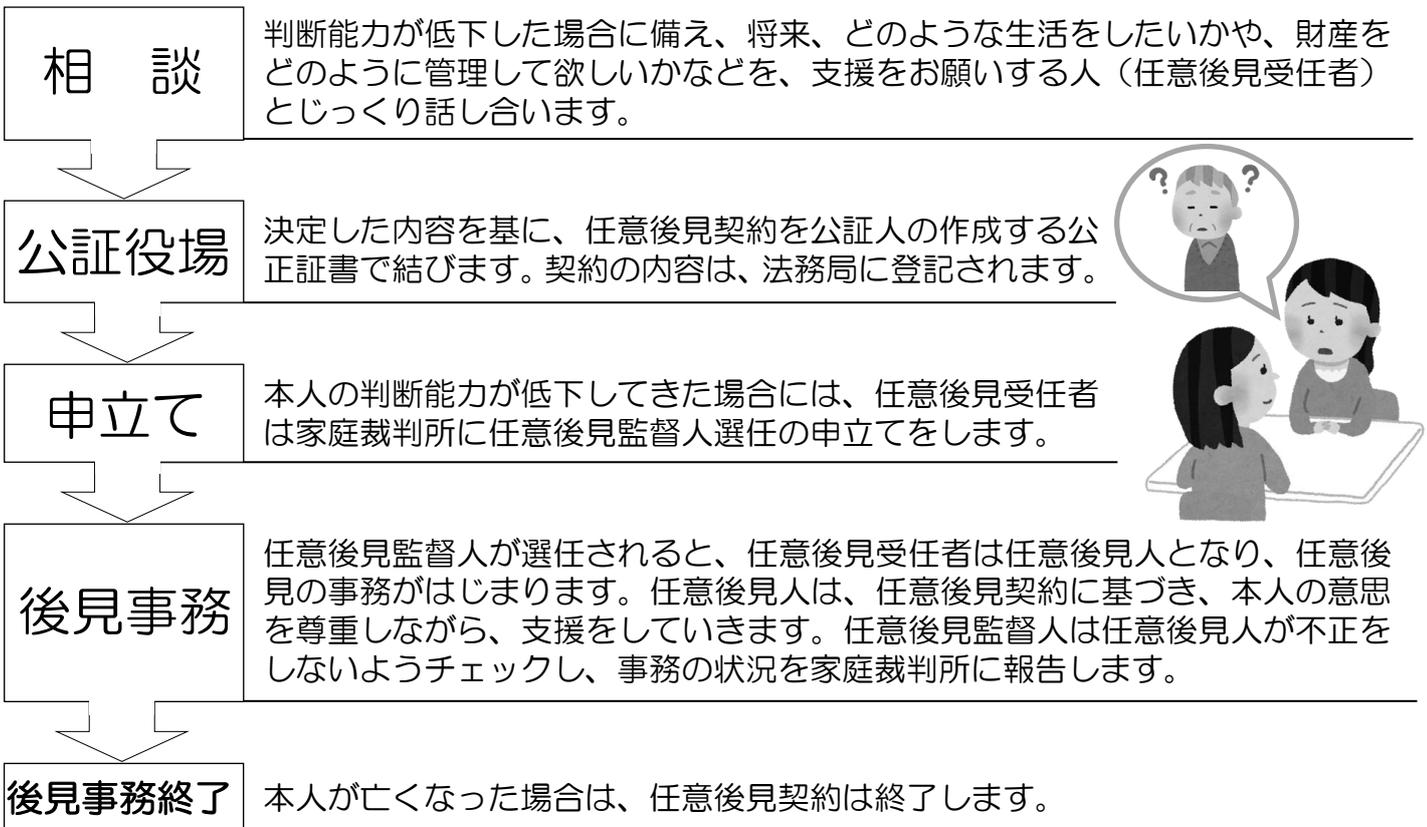


いつまでも、自分らしく暮らしたいなあ

任意後見制度は、認知症等で判断能力が不十分な人の財産管理や契約行為、生活支援を行う「成年後見制度」の種類の一つです。判断能力があるうちに、任意後見人になる人を自分で選び、自分はどんな所に住んで、どんな生活をしたいのか、あらかじめ将来のことを決めて契約します。認知症になったら、任意後見人が預貯金などの財産管理、医療や介護サービス契約などの支援を行う制度です。

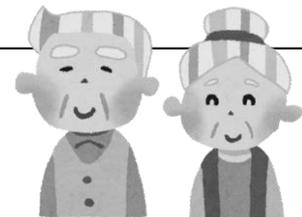
## 任意後見制度の流れ

※NPO法人神奈川成年後見サポートセンター「こんなとき成年後見制度！」より作成



例えばこんなときに・・・

### 『夫婦二人で生活している場合』



Q. 夫婦二人で生活しています。子どもはなく、近所には頼れる親族がいません。今は二人ともしっかりしていますが、高齢になり判断能力が低下してからの、契約や財産の管理のことが心配です。

A. 今のうちに、今後、どのような生活をしたいのか、財産をどのように管理していくかなどを任意後見契約で決めておけば安心です。信頼できる方に任意後見を依頼しましょう。

ここでは、任意後見契約のうち、「従来型」と呼ばれる類型を説明していますが、他にも「即効型」や「移行型」という類型があります。任意後見制度についてもっと詳しく知りたい方は、4ページでご案内している「地域福祉フォーラム（2回目）」にご参加ください。

## 認知症サポーター続々誕生中

村社協では、認知症の人やそのご家族が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるように、「認知症の正しい知識や接し方を理解し、自分のできる範囲で認知症の方を応援していただく」ことを目的に認知症サポーター養成講座を出前方式で実施しています。6月は、上・下舟沢地区の自治会会員を対象に舟沢自治会館にて実施し、延べ9人の方が受講されました。

講師でキャラバンメイト（村社協職員）の小島祐行氏は、「認知症は誰でもなる可能性があります。地域のみなさんと温かく見守り、助け合っていくことが大切です」と参加者へ呼びかけました。また、認知症の方の生活支援、財産管理を行う「成年後見制度」についても活用事例を交えて説明されました。参加者の一人は「認知症のことを理解するための考え深い講義でした」と話し、「知人が『母が認知症の症状なのかわからない』と話していた」という参加者は「早速今日の話を伝えようと思う」と話していました。



## デイサービスの話題

流れるような

**音色に**

うっとり

6月26日に、仙水会の方々（大和市）に民謡を披露いただきました。特に尺八の流れるような音色に利用者（尺八が）素敵だね、曲に深みが出るね」と余韻に浸っていました。また、尺八と三味線の生演奏に合わせて利用者も一緒に歌い貴重な体験をすることができました。



心のもった

**煎茶を**

いただきました

7月10日に、煎茶会の方々にお点前を披露いただきました。和服姿のみなさんの心のこもったおもてなしに、「美味しいね、こんなに味が違うものなのかね」と利用者は関心していました。また、和菓子も用意して下さり、利用者のみなさんは見て、味わって素敵な時間を過ごすことができました。



## 地域福祉フォーラム ～誰もが共に安心して暮らせるまちづくり～

生き立ちや最期の過ごし方の希望を記録する「エンディングノート」の書き方や、判断能力があるうちにあらかじめ将来のことを決めておく「任意後見制度」について学ぶためのフォーラムです。自分の将来の生き方についてじっくりと考えてみたい方にはオススメ。ベテランの講師がわかり易く解説します。

日時 【1日目】平成27年 9月18日（金）午後2時～午後4時

【2日目】平成27年10月 2日（金）午後2時～午後4時

場所 清川村保健福祉センターやまびこ館 2階多目的集会室

内容 【1日目】豊かな老後は自分で作る ～これからの人生の過ごし方について～

講師 有限会社アロマプランニング ファイナンシャルプランナー・社会福祉士  
井上 康子氏

【2日目】任意後見制度の活用方法について

講師 えびな法務総合事務所 司法書士・行政書士 高橋 真人氏

主催 社会福祉法人清川村社会福祉協議会

参加費 無料

その他 どちらか1回のみでの参加も可能です。

申込み 9月11日（金）までに清川村社協までお申し込みください。



お問い合わせ・お申し込み先

清川村社会福祉協議会 担当：小島 046-287-1118

### 寄付をありがとうございます

平成27年6月～平成27年7月

- 大石高久様 ポータブルトイレ（1台）
- 清川かようクラブ様 66,210円



清川かようクラブ様より、きよかわ歌謡祭にて集まった寄付をいただきました。

### 回収にご協力ありがとうございます

平成27年6月～平成27年7月

- ペットボトルキャップ 10件
- 古切手 3件
- 使用済みプリペイドカード 1件



宮ヶ瀬中学校様よりペットボトルキャップをいただきました。

編集・発行

社会福祉法人

**清川村社会福祉協議会**

〒243-0195

神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2220-1

清川村保健福祉センターひまわり館内

電話 046(287)1118

FAX 046(287)2013

はあと  
うおーむ

清川村の中学生が体験学習として、高齢者の疑似体験や車椅子体験などをしました。社協としては、生徒だけでなく、多くの方にも体験して欲しいと思っております。団体や少人数のグループで体験をしてみたいと興味を持たれた方、気軽に社協までご連絡ください。